



兵庫県

平成29年度 第6回
一般競争入札（県有地売却）
実施のお知らせ

【申込受付期間】

平成30年2月13日（火）～平成30年3月2日（金）
（午前9時～午後5時）

- この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
- 入札に参加を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただくとともに、現地及び物件の利用等に係る諸規制について調査確認を行ったうえで、ご参加ください。
- いずれの物件も税金等滞納による差押物件等でなく、従前に県有の施設として利用していたものが廃止され、未利用となったものです。

兵庫県企画県民部管理局管財課
財産管理班

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館11階

（TEL 078-341-7711 内線 2550・2551）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk30/pa10_000000015.html

目 次

	頁
◎ 平成29年度 第6回一般競争入札物件一覧	1
◎ 入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ	2
1 入札参加申込方法等	3
2 入札保証金の納付	5
3 入札の実施方法	6
4 契約の締結	8
5 売買代金の支払い	9
6 所有権の移転、物件の引渡し等	10
7 用途の制限	10
8 その他	10
◎ 県有財産売買契約書（案）	12
◎ 一般競争入札参加申込書兼受付書	16
◎ 誓約書（暴力団排除条例に関するもの）	17
◎ 役員一覧表	18
◎ 代表者選任届	19
◎ 入札書	20
◎ 入札保証金納付書	21
◎ 委任状	22
◎ 物件調書・案内図・明細図・建物図面等	23

平成29年度 第6回一般競争入札物件一覧

物件 番号	所在地	地目	実測面積(m ²)	最低売却 価格(円)	現地見学	入札日時	頁
						入札会場	
20	赤穂郡上郡町井上字中道181番6 (元職員住宅跡地)	宅地	519.35	12,776,000	無	平成30年3月6日(火) 13時30分	24
						西播磨総合庁舎 会議室	
21	宍粟市山崎町門前字大道南83番3 (元高等学校公舎跡地)	宅地	261.52	6,502,000	無	平成30年3月6日(火) 14時30分	27
						西播磨総合庁舎 会議室	
22	丹波市青垣町中佐治字應相寺353番 (元高等学校公舎)	宅地	238.00	550,000	有	平成30年3月5日(月) 13時30分	30
						氷上西高等学校 会議室	
23	朝来市八代字中山11番1 (元代替用地)	雑種地	570.35	非公表	無	平成30年3月8日(木) 13時30分	34
						豊岡総合庁舎 会議室	
24	朝来市和田山町柳原字村中296番4 (元教職員公舎)	宅地	394.78	非公表	有	平成30年3月8日(木) 14時30分	37
						豊岡総合庁舎 会議室	

※ 現地見学について、詳しくは5ページの「(7)敷地及び建物の見学」をご覧ください。

入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ

(主な頁)

1	申込受付期間	平成30年2月13日(火)から平成30年3月2日(金)まで	P3~5
		<ul style="list-style-type: none">兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に、申込書を直接持参または郵送してください。郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限ります。	
2	入札保証金の納付	入札当日の受付時に保証小切手にて納付	P5~6
3	入札及び開札	各入札会場にて入札実施、即日開札 ※ 各物件の入札日時・会場は1ページをご覧ください。	P6~8
4	契約の締結	平成30年3月30日(金)まで	P8~9
5	売買代金の支払期限	平成30年4月27日(金)まで	P9~10
6	物件の登記	売買代金の納入を確認した後、県において物件の登記申請	P10
7	物件の引渡し	登記完了後、現地にて引渡し	P10

1 入札参加申込方法等

- (1) 申込書類の配布期間
平成30年2月13日(火)から平成30年3月2日(金)まで
配布時間は午前9時から午後5時までです。
なお、土曜日及び日曜日は配布しておりません。
- (2) 申込書類の配布場所
①兵庫県 企画県民部 管理局 管財課 財産管理班
(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館11階)
県ホームページからもダウンロードできます。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk30/pa10_00000015.html
- (3) 申込資格
申込みは、個人、法人を問わず、どなたでもできます。
ただし、次に該当する方は申込みできません。

[申込みのできない方]

- ① 成年被後見人
- ② 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- ⑤ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ ア～ウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑧ 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- ⑨ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ⑩ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員

(4) 申込方法

① 申込受付期間

平成30年2月13日(火)から平成30年3月2日(金)まで

受付時間は午前9時から午後5時までです。

なお、土曜日及び日曜日の受付は行いません。

上記期間内に下記申込先で受付完了したものに限りです。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付してください。

② 申込先（問合せ先）

〒650-8567（県庁専用郵便番号、住所記載不要）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁2号館11階）

兵庫県 企画県民部 管理局 管財課 財産管理班

TEL 078-341-7711（代表）内線2550、2551

③ 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書兼受付書（16ページ）（実印で押印）

イ 誓約書（17ページ）（実印で押印）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

※ 証明書類は開札日の3か月以内に発行されたものを用意ください。

エ 役員一覧表（法人の場合のみ。18ページ）

オ 代表者選任届（共有での取得を希望される場合のみ。19ページ）

④ 申込みに当たっての留意事項

ア 申込みの取り下げは、受付期間内に限って行うことができます。

イ 申込みがないと、入札に参加できません。

ウ 複数の物件の入札を希望される場合は、物件ごとに一般競争入札参加申込書兼受付書を提出してください。（添付書類（誓約書、印鑑登録証明書及び役員一覧表）は原本1部で結構です。）

エ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行えませんので、共有での取得を希望される場合は、共有者全員の連名で申し込んでください。（共有者全員の添付書類を添えてください。）

オ 共有で申し込まれる場合は、代表者（共有者を代表して、この入札に関する一切の事務を行う者）を選任してください。（19ページ）

(5) 県は、契約の相手方が暴力団等であるか否かについて、兵庫県警察本部長に意見を聴くことがあります。

(6) 県は、上記(5)の意見の聴収により得た情報を、当契約以外の契約において、県が締結する契約について暴力団を利することとならない措置を講ずるために利用し、または他の契約担当者、公営企業管理者及び病院事業管理者に提供することがあります。

(7) 敷地及び建物の見学

下記の物件について実施しますので、見学を希望する場合は、平成30年2月16日(金)17時までに下記予約連絡先にて予約してください。

なお、現地に駐車場はありませんので、周辺住民の方の迷惑にならないよう十分にご留意ください。

ア 見学日時

物件番号	見学日時
22	平成30年2月19日(月) 午後1時30分～午後3時30分の内30分
24	平成30年2月20日(火) 午後1時30分～午後3時30分の内30分

イ 実施場所：物件所在地(現地)

ウ 予約連絡先：078-341-7711(代表)
内線2550、2551

エ 留意事項

- ・ 見学日以外に敷地及び建物への立ち入りはできません。
- ・ 見学への参加は任意ですので、参加されなかった方も入札申込みは可能ですが、現況等を十分に確認のうえ申し込んでください。
- ・ 建物は電気ガス水道とも閉栓しています。そのため見学には懐中電灯等が必要な場合がありますので、各自でご準備ください。
- ・ 希望者が多数となった場合は、日時を変更する場合があります。

2 入札保証金の納付

(1) 入札に参加される方は、入札当日の受付時に、入札保証金を納付してください。

(2) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額を納付してください。

〔例〕 (入札しようとする金額)

$$10,000,000円 \times 5/100 = 500,000円以上$$

このような場合、500,000円以上を振り込むようにしてください。

注意！入札保証金として振り込んだ額の20倍の金額が、入札書に記入できる額の上限となりますのでご注意ください。

(3) 入札保証金は、金融機関が振り出しまたは支払い保証した小切手(以下「保証小切手」という。)により納付してください(保証小切手以外は受領できません。)

保証小切手の発行については、金融機関の窓口にお問合せください。

- (4) 落札者の入札保証金は、契約締結と同時に契約保証金に充当します。
落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後、速やかに返還します。
- (5) 返還する入札保証金には、利息は付しません。
- (6) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、申込資格のない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は返還されませんので、ご注意ください。

〈保証小切手の見本〉

小 切 手		銀 行 渡 り
支払地 ○ ○ ○ (株)○○銀行○○支店	[]	
金額 ￥5, 000, 000 ※		
上記の金額をこの小切手と引替えに 持参人 様へお支払ください。		
振出日 平成 年 月 日		
振出地 ○ ○ 市		
(株)○○銀行○○支店 支店長 ○○○○ 印		

注)

- ① 入札金額の100分の5以上の金額の小切手であること
 - ② 振出人、支払人とも同一金融機関であること
 - ③ 持参人払式であること
 - ④ 「神戸手形交換所」に加盟する金融機関が振り出し、または支払い保証した小切手であること
- ※「神戸手形交換所」加盟金融機関かどうか必ずご確認ください。

3 入札の実施方法

(1) 入札

- ① 日時 1 ページ参照
- ② 会場 (1 ページ参照 詳細は申込者に別途連絡します。)
- ③ 注意事項

ア 入札の当日の受付は、入札開始時刻の30分前から行います。
 入札開始時刻までに受付を済ませていただく必要がありますので、
 お早めに会場へお越しください。

なお、当日に欠席する場合は、事前に必ずご連絡ください。

イ 入札には、申込者（法人及び共有名義で申込みの場合は代表者）または代理人が必ず出席してください。法人で代表者が欠席する場合は、代理人が必要です。

なお、代理人によって入札する場合は、委任状（22ページ）を作成のうえ、提出してください。共有名義で申込みの場合、代表者以外の方（代表者以外の共有者を含む。）が入札に参加される場合は、代表者からの委任状が必要です。

ウ 入札開始時刻になりますと入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は入場することができなくなりますので、ご注意ください。

また、入札終了後までは退出できません。

エ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、または中止することがあります。

オ 入札参加者が連合し、または不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を中止することがあります。

カ 入札会場への入場は、申込者1者につき、合計2名までとします。

キ 入札会場内では、私語、携帯電話での会場外との連絡はできません。

④ 当日に持参していただくもの

ア 入札書（20ページのものをご使用ください。）

イ 一般競争入札参加申込書兼受付書（受付印を押したコピー）

ウ 入札保証金（5～6ページ参照）

エ 入札保証金納付書（21ページのものをご使用ください。）

オ 委任状（代理人により入札しようとする場合のみ。）（22ページのものをご使用ください。）

カ 実印（代理人が入札される場合は、代理人の印（委任状の印））

キ 平成29年度第6回一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせ（本書）

(2) 入札書の作成方法

① 入札書は、申込み受付時にお渡ししますが、20ページをコピーし使用いただいてもかまいません。

② 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを記入してください。

③ 入札書の記載にあたっては、次の点に留意してください。

ア 物件は、1ページに掲げる物件とします。

イ 年月日は、入札日とします。

ウ 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札される場合は、その方の住所・氏名も）を記入のうえ、本人及び代表者が入札する場合はその印を、代理人が入札する場合は代理人の印（委任状の印）を必ず押印してください。

④ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができません。

(3) 開札

入札後直ちに入札者またはその代理人の立ち会いのもと開札します。

(4) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 入札書を所定の日時まで提出しなかった入札
- ③ 入札者またはその代理人が同一事項について2通以上した入札またはこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- ④ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- ⑤ 入札保証金が納付されていない入札または入札保証金の額が所定の額に達していない入札
- ⑥ 入札書に入札金額、¥マーク、物件番号、入札年月日、入札者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称、代表者職氏名）及び押印のない入札またはこれらが分明でない入札
- ⑦ 入札書に記載された入札金額が訂正されている入札
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

- ① 県が定めた予定価格以上で、かつ、有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者はくじを引くことを辞退することはできません。

(6) 再度入札

- ① 開札の結果、予定価格に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行います。ただし、入札保証金が予定価格の100分の5に達していない場合は、再度入札に参加することができません。
- ② 再度入札の回数は、2回以内とします。
- ③ 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が無効とされなかった者に限ります。

(7) 入札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。また、開札結果（落札の成否、応札者数及び落札金額など）について、後日、県ホームページにて公表します。

4 契約の締結

- (1) 落札者は、平成30年3月30日（金）までに、県有財産売買契約書（案）（土地のみの場合は、建物及び工作物に関する記載部分を削除します。）（12～15ページ）により記名・押印していただきます。
- (2) 売買契約は必ず「落札者」名義で締結してください。共有で参加した場合は、「共有者全員」の名義で締結してください。
- (3) 契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税など本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。

【参考：契約書に貼付する収入印紙の額】

契 約 金 額	収入印紙の額
1 0 0 万円を超え 5 0 0 万円以下のもの	1, 0 0 0 円
5 0 0 万円を超え 1, 0 0 0 万円以下のもの	5, 0 0 0 円
1, 0 0 0 万円を超え 5, 0 0 0 万円以下のもの	1 0, 0 0 0 円
5, 0 0 0 万円を超え 1 億円以下のもの	3 0, 0 0 0 円
1 億円を超え 5 億円以下のもの	6 0, 0 0 0 円

(4) 契約の締結に当たっては、次の書類を提出しなければなりません。

① 個人の場合

ア 成年後見登記制度による「登記されていないことの証明書」

※ 郵送申請の場合には東京法務局、窓口申請の場合には神戸地方法務局（本局）で交付してもらってください。

イ 破産していない旨の証明書

※ 本籍地の市町村で交付してもらってください。

ウ 外国人登録原票記載事項証明書【外国人の場合のみ】

② 法人の場合

ア 商業（法人）登記事項証明書（現在事項証明書）

イ 資格証明書（代表者事項証明書）

※ ア、イの代わりに現在事項全部証明書のみでも結構です。

(5) 落札後、契約保証金納付書を送付しますので、平成30年3月30日(金)までに納付ください。なお、契約保証金は売買代金の100分の10以上が必要です。

(6) 上記(4)の必要書類の提出及び契約保証金の納付が完了した時点で契約締結となります。

(7) 契約締結と同時に、入札保証金を契約保証金に充当します。

(8) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

5 売買代金の支払い

(1) 契約締結後、売買代金の残金支払い用納付書及び登録免許税納付書を送付しますので、落札者は登録免許税を納付したことを証する領収証書の原本及び売買代金支払済納付書のコピーを県に郵送してください。

(2) 売買代金の残金支払期限は、平成30年4月27日(金)まで一括でお支払いください。

(3) 契約保証金は、上記(2)の支払いと同時に、売買代金に充当します。

6 所有権の移転、物件の引渡し等

- (1) 売買代金が全額支払いされたときに所有権が移転し、県において登記手続きを行います（登記手続きは通常1～2週間程度要します。）。
- (2) 所有権の移転登記手続完了後、現地立ち会いのうえ、引渡し時の現状で物件を引き渡します。
- (3) 売買代金完納後、買受者を義務者として課される公租公課等は、買受者の負担となります。

7 用途の制限

当該物件については、契約書において以下の制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 「暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途」に供してはならないこと
- (3) 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと

8 その他

- (1) 入札希望者は、本書の記載内容、物件調書、県有財産売買契約書（案）の各条項をすべて承知したうえで入札してください。
- (2) 土地の利用や建物を建築するにあたっては、都市計画法・建築基準法や自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等について、必ず入札参加者自身において、関係機関にご確認ください。
- (3) 物件調書と現状が相違している場合は、現状が優先します。
- (4) 引渡し時の現状有姿での引き渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。

- (5) 対象物件の土壌汚染調査、地質調査及び埋設物調査等について、実施しておりません。
- (6) 最低売却価格の設定に際し、敷地内に存置する自然物（立竹木や雑草、切株等）及び工作物（フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物や、ゴミ集積場・街灯・看板等）は、減価要因として考慮しているので、これらの撤去・移設などの費用負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、兵庫県では一切行いません。
- (7) 上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引き込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。
- (8) 越境物に関して、県は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っておりません。
- (9) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、すべて落札者において対応してください。（契約後に判明した場合も同様です。）
- (10) 物件調書と現況が相違している場合は、現況が優先します。落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することができません。

収入
印紙

県有財産売買契約書（案）

売主 兵庫県 を甲とし、買主 _____ を乙とし、甲乙間において次の条項により、売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地、建物及び本件土地上にある工作物（以下、「売買物件」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（土地）

所 在	地 目	面 積	
		公簿面積	実測面積
		m ²	m ²

（建物）【登記の有無／ _____】

所 在	家屋番号	種類	構造	延床面積
				m ²

※ 未登記の場合は、甲の台帳に登録している内容である。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金<落札金額>円（うち、建物及び工作物の代金0円）とする。

（契約保証金）

第3条 この土地の売買に関する契約保証金の額は、売買物件の売買代金の100分の10以上の額とする。

（契約保証金の納入）

第4条 乙は、この契約締結と同時に前条に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、別途納めている入札保証金は契約保証金に充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

（代金の支払等）

第5条 乙は、第2条に定める売買代金と前条第1項の規定により納入された契約保証金（以下「契約保証金」という。）との差額を平成30年4月27日までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

(遅延利息)

第6条 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

2 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入しないときは、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年10.75%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第7条 売買物件の所有権は、乙が第5条の代金及び前条第2項の遅延利息の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定による所有権移転後に、売買物件を引渡時の現状で乙に引き渡す。

3 乙は、売買物件が現状で引き渡されることを了知のうえ、建物等を使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとする。

(所有権の移転登記等)

第8条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。(ただし、建物の所有権移転登記は行わない。) ← () 書きは未登記の場合のみ記載

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(用途制限)

第9条 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例35号)第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

(3) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

2 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡する場合には、前項の用途に供することを禁止することを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、前項の定め反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前2項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。

- 4 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、本条第1項の定め反する使用をさせてはならない。
- 5 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、本条第1項及び第4項の内容を遵守させなければならない。
- 6 甲は、第1項から第5項に規定する事項について必要があると認めるときは、売買物件等について、実地を調査し又は所要の報告を求めることができる。

(危険負担)

第10条 本契約締結の日から契約物件の引き渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、契約物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担する。

(瑕疵担保責任)

第11条 乙は、本契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金減額の請求、損害賠償の請求、契約の解除又は瑕疵修補の請求をすることができない。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、乙は瑕疵の修補のみ請求することができる。ただし、建物（付帯する設備等を含む。）及び工作物については、瑕疵修補の請求をすることができない。

3 前項の権利は、売買物件の引渡時から2年間行使することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行がない場合は本契約を解除することができる。

2 乙が暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と判明した場合は、特段の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。

(乙の原状回復義務)

第13条 乙は、前条の規定により契約の解除をしたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき、甲は、現状で返還することができる。

(違約金)

第14条 甲が、第12条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、売買物件の売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

2 甲は、前項の場合において、契約保証金を違約金に充当することができる。

3 第1項の違約金は第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、前条に定める違約金に加えて、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第16条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(信義則)

第17条 甲乙両者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第18条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第19条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、甲の事務所の所在地を管轄する神戸地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
氏名 兵庫県

印

乙 住所
氏名

印

一般競争入札参加申込書兼受付書

平成 年 月 日

兵庫県知事 様

私は、次の事項を誓約し一般競争入札への参加を申し込みます。

- 1 入札冊子「平成29年度 第6回一般競争入札(県有地売却)実施のお知らせ」1の(3)の①から⑩に該当しません。
- 2 入札冊子「平成29年度 第6回一般競争入札(県有地売却)実施のお知らせ」記載の諸事項、物件調書、県有財産売買契約書(案)、入札物件の法令上の規制等すべて承知の上で入札します。

● 申込者

住 法 人 所 在 地	〒	印(印鑑証明印)
フリガナ		
氏名・法人名及び 法人代表者職氏名		
電 話 番 号		

● 共有者(申込者以外の者を記入ください)

氏 名	住 所	印(印鑑証明印)

● 事務担当者(書類等送付先 申込者と異なる場合に記入ください)

住 所 ・ 所 在 地	〒
フリガナ	
氏 名 ・ 名 称	
電 話 番 号	

● 入札参加申込物件

物件番号	物 件 の 所 在 地	用途及び利用計画

(注) 参加しようとする物件の番号及び物件の所在地を、本冊子1ページの入札物件一覧に記載のとおり記入してください。用途及び利用計画欄には、当面予定している内容を記入してください。

● 添付書類

- ・ 誓約書
- ・ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ・ 役員一覧表(法人の場合のみ)
- ・ 代表者選任届(共有の場合のみ)

受付印

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

平成 年 月 日

兵 庫 県 知 事 様

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名)
(役員名)

印

(申込書の印)

役員一覧表

商号又は名称 (個人の場合に あつては、氏名)				
代 表 者				
所 在 地 (個人の場合に あつては、住所)				
役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所
備 考				

※欄が足りない場合は適宜追加してください。

※フリガナを忘れずに記載してください

代 表 者 選 任 届

平成 年 月 日

私達は、下記物件の一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代表者を選任し、入札に関する一切の行為（代理人への委任を含む。）を代表させます。

1 入札参加申込物件

物件番号	物 件 の 所 在 地

(注) 参加しようとする物件の番号及び所在地を本書1ページの「平成29年度 第6回 一般競争入札物件一覧」のとおり記入してください。

2 代表者及び共同買受人

	持分割合	住 所 (所 在 地)	氏 名 (法人名及び代表者名)	印
代表者				

(印鑑証明印)

(注) 代表者の欄には、入札に関する一切の行為を代表して行う方をご記入ください。

入 札 書

- 〔 ・ 金額はアラビア数字とし、訂正しないでください。
 ・ 最初の数字の前に¥を入れてください。 〕

	千 億	百 億	拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円
金額												

ただし、平成29年度第6回一般競争入札____号物件一般競争入札価格

「平成29年度第6回一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせ」等を承知の上、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

入 札 者

住 所
(所在地) _____

氏 名
(法人名)
代表者名) _____

印
(印鑑証明印)

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____

印
(委任状の印)

兵 庫 県 知 事 様

(注) 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（印は不要）を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の印を押印してください。

入札保証金納付書

平成 年 月 日

兵庫県知事様

入札者 住所
(所在地)

氏名
(法人名及び代表者名)

印

(印鑑証明印)

代理人 住所

氏名

印

(委任状の印)

平成29年度第6回一般競争入札第___号物件売払いの入札保証金を次のとおり納付します。

記

保証金額(=有価証券の額)		¥			
有価証券		¥			
内 訳	有 価 証 券 明 細	証券名 (銀行支払 保証小切手)	記号番号 枚数	額面	発行年月日
		銀行(金庫)	()	¥	平成 年 月 日
		支店 発行小切手	枚	¥	平成 年 月 日
		銀行(金庫)	()	¥	平成 年 月 日
		支店 発行小切手	枚	¥	平成 年 月 日
合計		—	¥		
* ①-1 上記の入札保証金を領収してください。		管財課		印	
* ①-2 上記の入札保証金を保管しました。				印	
* ②-1 上記の入札保証金を本書と引換えに還付してください。		管財課		印	
* ②-2 上記の入札保証金を受け取りました。		入札者(代理人)氏名		印	

- (注) 1 当日の受付までに、必ず必要事項を記入して記名、押印しておいてください(住所、氏名、太線の枠内)。
 2 入札者が代理人の場合、入札者の住所、氏名(印は不要)を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の印を押印してください。
 3 *印の欄には押印しないでください。

委 任 状

平成 年 月 日

私は、兵庫県が実施する一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

記

1 委任する権限

平成29年度第6回一般競争入札第__号物件売払いの一般競争入札に関する一切の権限

2 代理人

住 所

氏 名

印

入札申込者

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

(印鑑証明印)

物件調書・案内図・明細図

物件調書記載の注意事項

- 1 供給施設の整備状況
敷地内に管等が引き込まれている場合……………有
前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合……………可
その地域で供給されていない場合……………無 と表示

- 2 建ぺい率・容積率
その地域の都市計画法上の一般的な率を記載

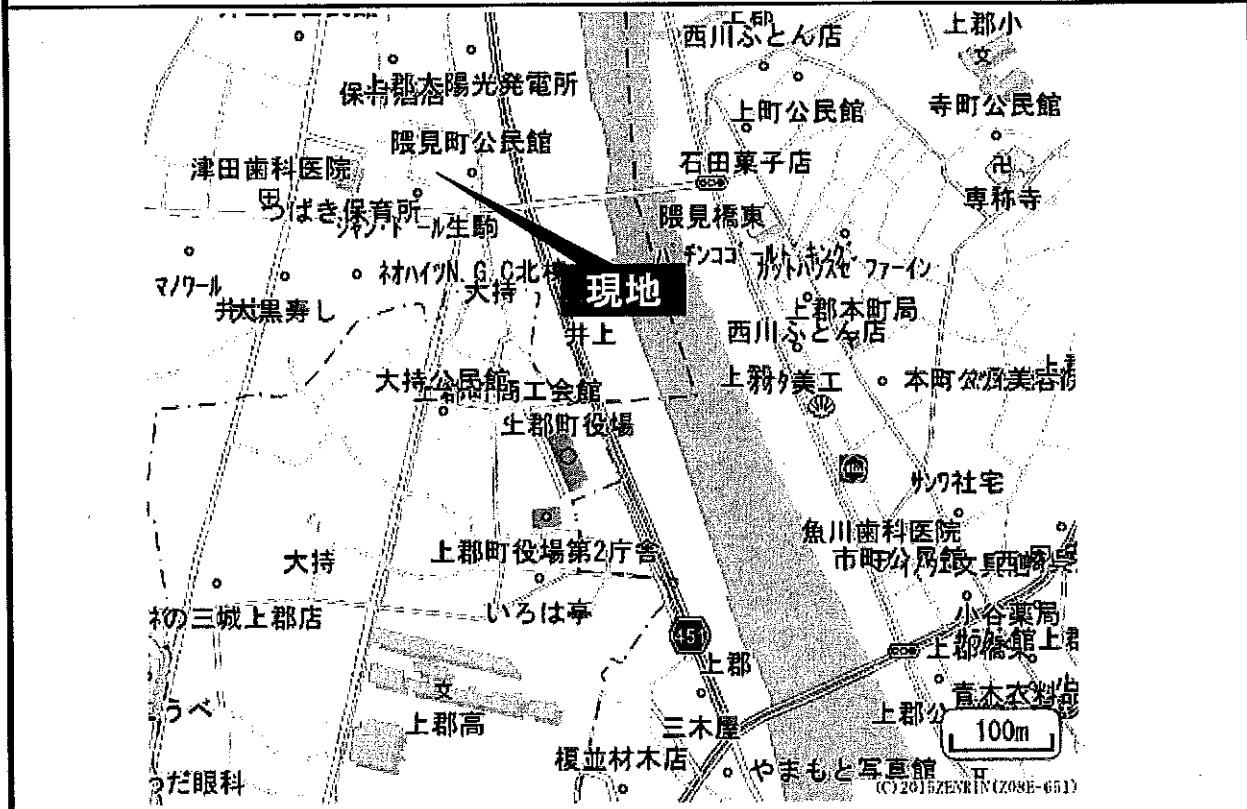
物件番号 20

物件調書

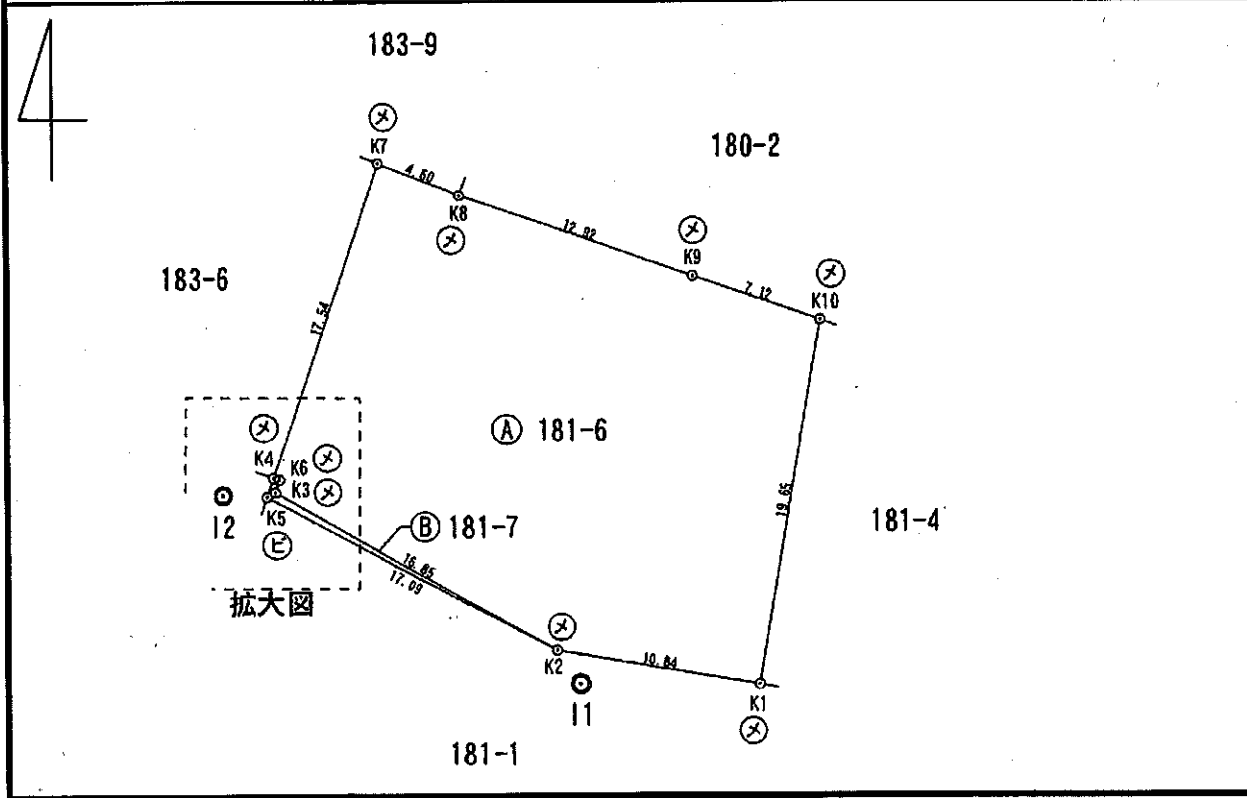
【土地】

所在地	赤穂郡上郡町井上字中道181番6							
実測面積	519.35㎡	地目	宅地	形状	ほぼ長方形			
最低売却価格	12,776,000円							
接面道路の幅員及び構造	南側で幅員約2.5mの舗装町道に接面（高低差無）しています。							
法令規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第2種中高層住居専用地域				
	建ぺい率	60%	容積率	150%				
	高度地区		防火地域	建築基準法第22条指定地域				
	その他の規制							
私道の負担等に関する事項	負担の有無		負担の内容					
最寄り交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR山陽本線「上郡」駅	南へ	約1.1km				
	バス	神姫バス「栄町」バス停	南東へ	約600m				
		上郡町コミュニティバス「上郡町役場」バス停	南東へ	約300m				
公共施設 (現地からの直線距離)	上郡町役場	南東へ	約300m					
	町立山野里小学校	南西へ	約960m					
	町立上郡中学校	南西へ	約1.7km					
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	可	下水道	可	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P118(7)参照)							
参考事項	1 一般住宅地域に所在しています。							
	2 敷地内北西部に関西電力柱本柱1、支線1（NTT線及びケイ・オプティコム光ケーブルが共架）があります。							

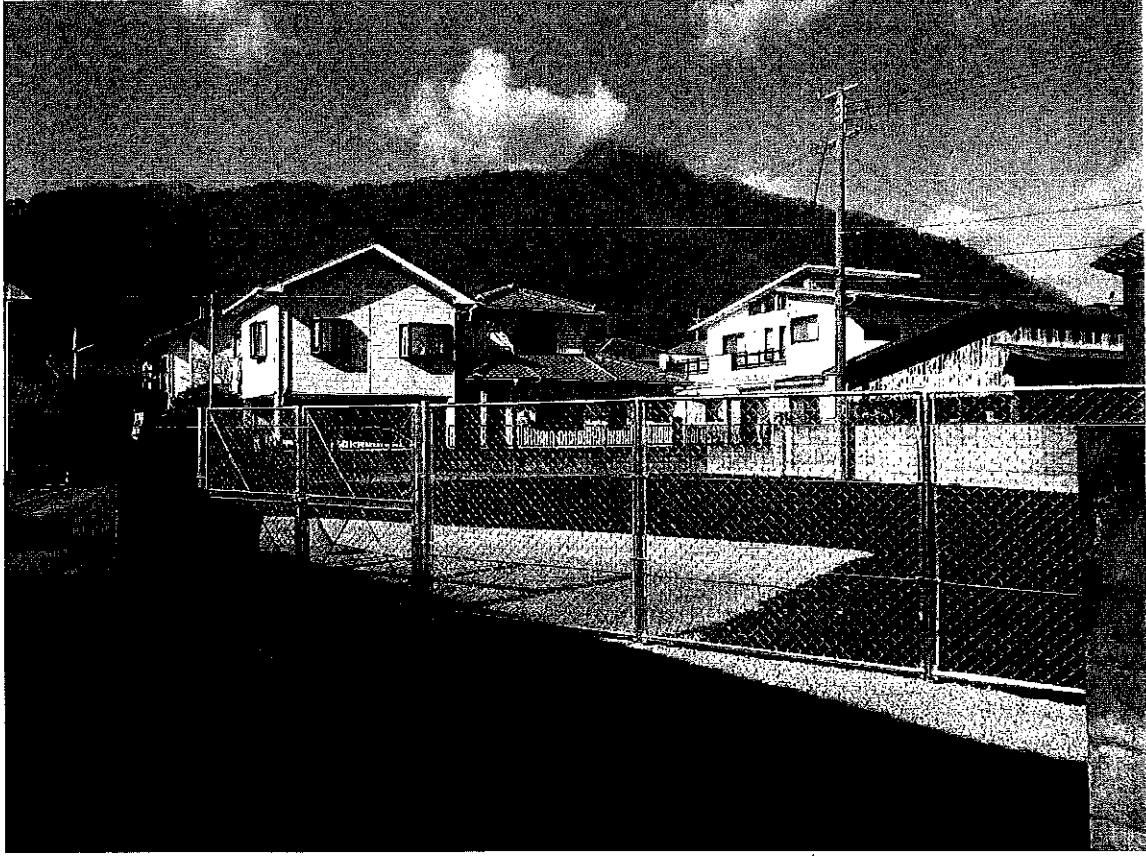
案内図



明細図



物件番号 20



物件番号 21

物件調書

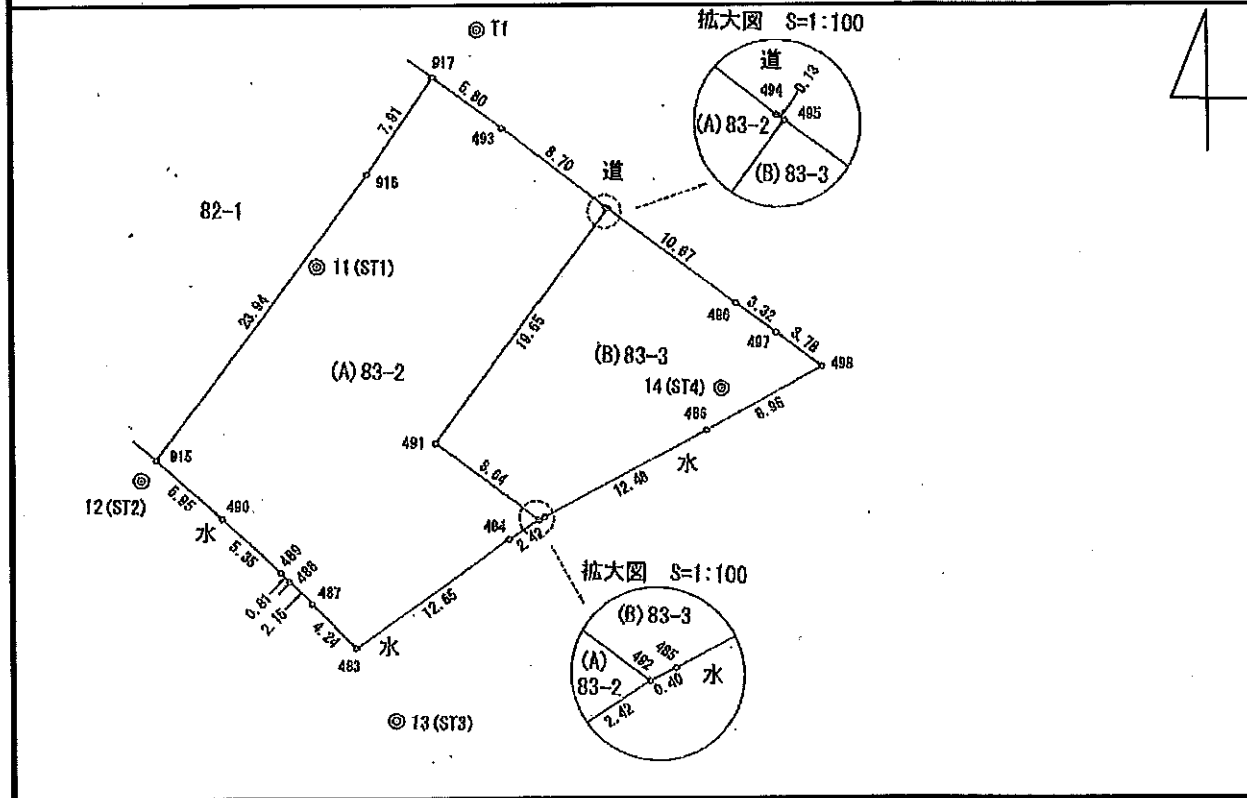
【土地】

所在地	宍粟市山崎町門前字大道南 8 3 番 3							
実測面積	261.52㎡	地目	宅地	形状	平坦な台形			
公簿面積	261.52㎡							
最低売却価格	6,502,000円							
接面道路の幅員及び構造	北東側で幅員約4.0mの舗装市道（高低差有り▲約60cm）に接面しています。							
法	都市計画区域	非線引き都市計画区域	用途地域	第1種中高層住居専用地域				
令	建ぺい率	60	容積率	150				
規	高度地区	—	防火地域	建築基準法第22条指定地域				
制	その他の規制	建築基準法第56条の2指定「日影規制」 兵庫県屋外広告物条例（第1種禁止地域） 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（環境形成地域（4号区域））						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	—				
最寄りの交通機関	鉄道	※						
(現地からの直線距離)	バス	神姫バス「加生山崎高校前」	西へ	約 300 m				
公共施設 (現地からの直線距離)	宍粟市役所		東へ	約 1,500 m				
	市立山崎小学校		南東へ	約 825 m				
	市立山崎西中学校		南東へ	約 675 m				
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無
参 考 事 項	1 開発許可、建築確認、景観等に関する事は、入札前に中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課及び宍粟市建設部都市整備課にお問い合わせください。							
	2 当該地域は、宍粟市のハザードマップにおいて「土砂災害警戒区域」となっています。							
	3 当該地は、埋蔵文化財「門前・加生第1散布地」に位置します。工事等を行う場合は事前に届出が必要となりますので、宍粟市教育委員会社会教育文化財課に連絡願います。							
	4 上水道の敷地内給水引込管はありません。下水道引込管及び公共枡は敷地内に存置していますので、下水道受益者負担金に係る権利は買受者に継承されます。詳細については、宍粟市建設部上下水道課にお問い合わせください。							
	5 対象地は教職員公舎として利用され、平成29年に建物を取壊し更地となっています。解体撤去工事の際に、土間、基礎の撤去を行っているため、地下基礎等の調査は行っていません。							

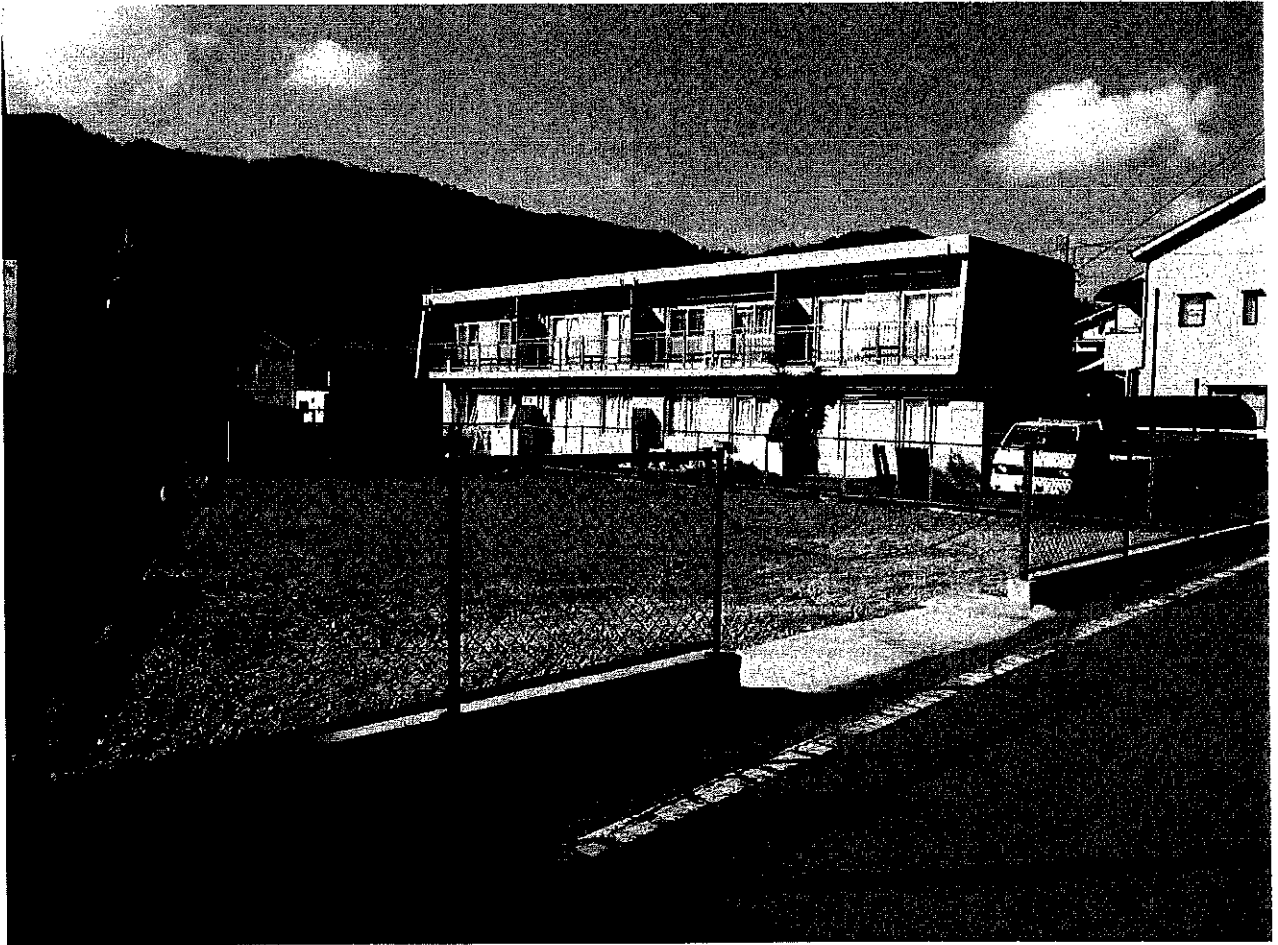
案内図



明細図



物件番号 21



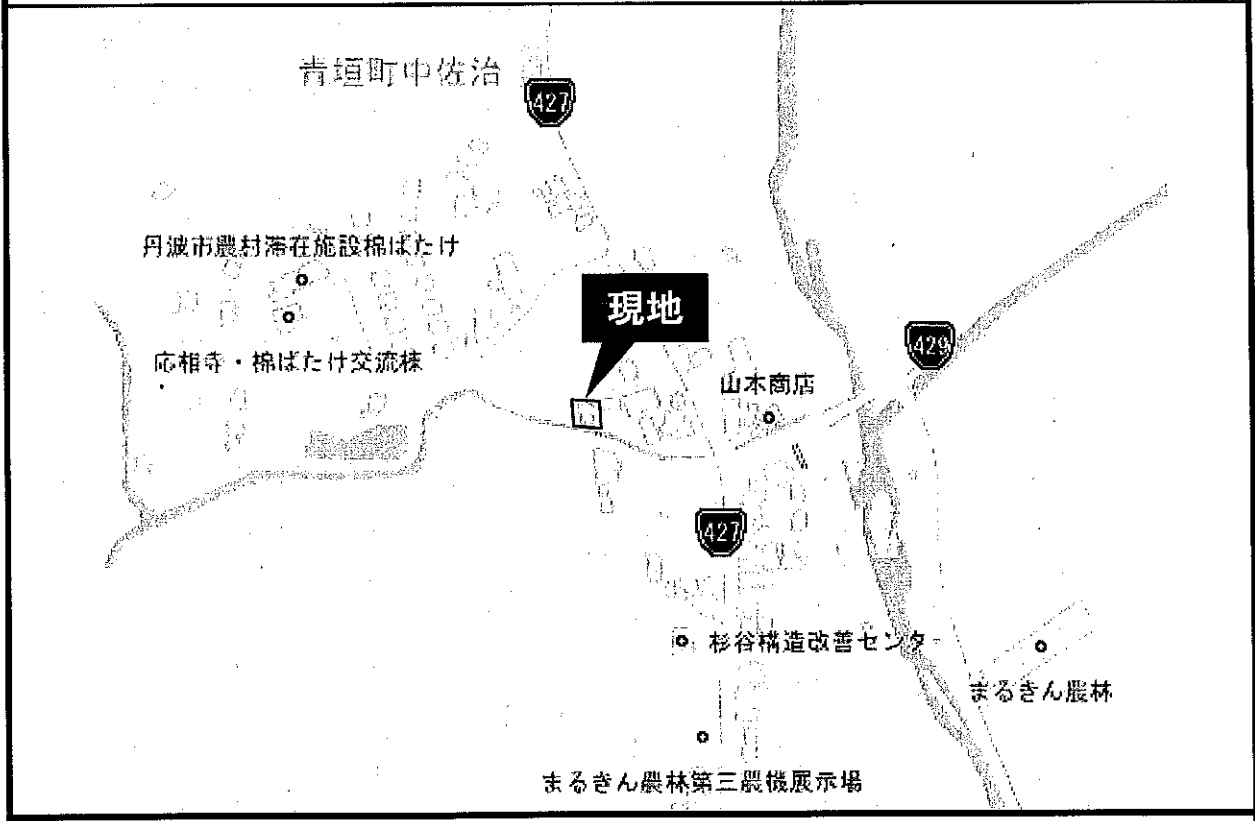
物件番号 22

物件調書

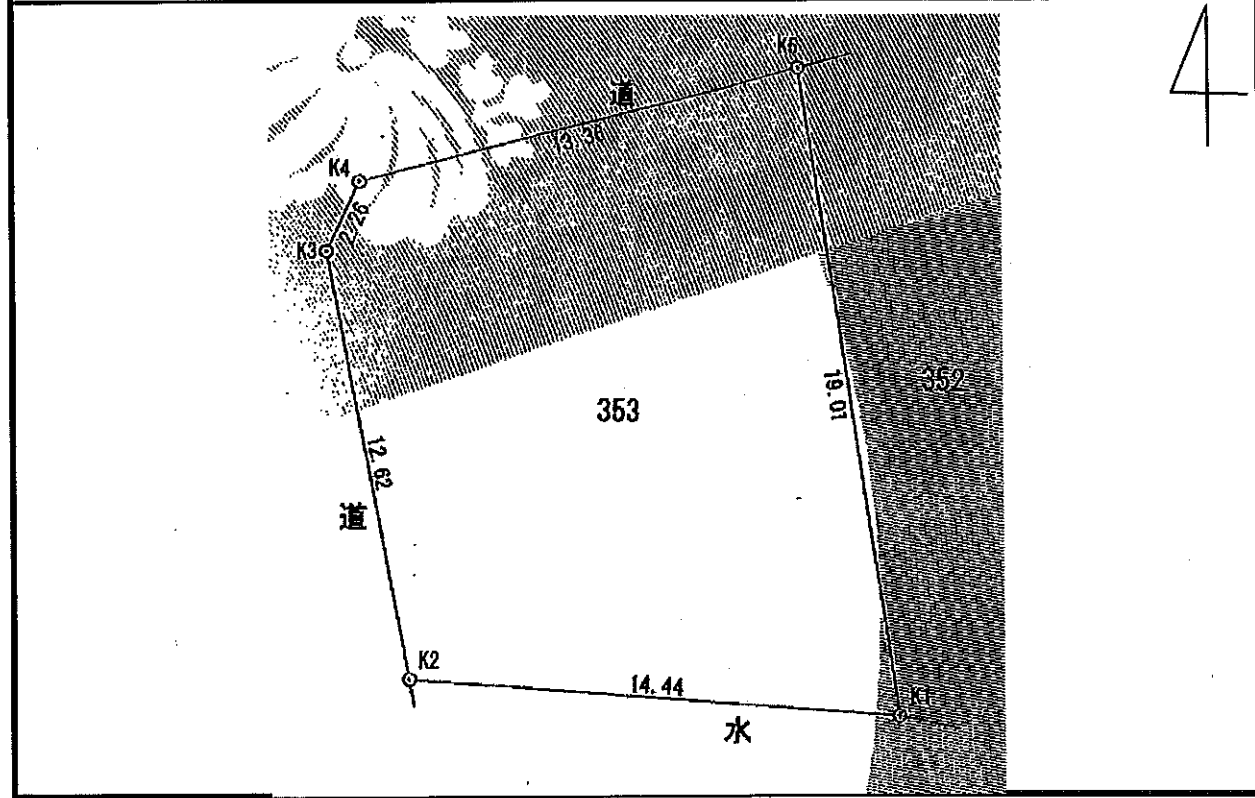
【土地】

所在地	丹波市青垣町中佐治字應相寺353番							
実測面積	238.00㎡	地目	宅地	形状	ほぼ正方形			
公簿面積	238.00㎡							
最低売却価格	550,000円							
接面道路の幅員及び構造	南側で幅員約3～3.5mの舗装市道に接面 (高低差無し)							
法令規制	都市計画区域	非線引きの都市計画区域	用途地域	用途地域無指定				
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
	高度地区	—	防火地域	—				
	その他の規制	丹波市開発指導要綱、兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）、兵庫県景観の形成等に関する条例（景観条例）						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	—				
最寄りの交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR 石生駅	南東へ	約13.2km				
	バス	神姫バス 青垣住民センターバス停	南東へ	約1.2km				
公共施設 (現地からの直線距離)	丹波市役所（本庁）		南東へ	約9.6km				
	〃 青垣支所		南東へ	約1.2km				
	青垣小学校		南東へ	約1.7km				
	青垣中学校		南西へ	約1.4km				
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	無	都市ガス	無
参考事項	1 開発許可や建築確認などの手続きについては、丹波市都市住宅課及び県丹波土木事務所まちづくり建築課にお問い合わせ下さい。又、県緑条例・県景観条例についても同様です。							
	2 当該土地及び建物の一部が兵庫県CGハザードマップにおいて「土砂災害警戒区域」内となっています。							
	3 当該地は「周知の遺跡」に該当しますので手続き等に関しては丹波市教育委員会文化財課文化財係までお問い合わせ下さい。							
	4 当該土地と前面道路（建築基準法第42条第2項）の間には丹波市管理の水路が在り、道路とは直接接道していません。占用橋（約16㎡）により道路と接しています。前面水路（丹波市管理）の占用橋（占用許可済）については、詳しくは丹波市河川整備課へ、又、建築基準法第43条1項ただし書き許可については県丹波土木事務所まちづくり建築課までお問い合わせ下さい。							
	5 最低売却価格は、土地の更地価格から地上建物及び工作物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。							

案内図



明細図



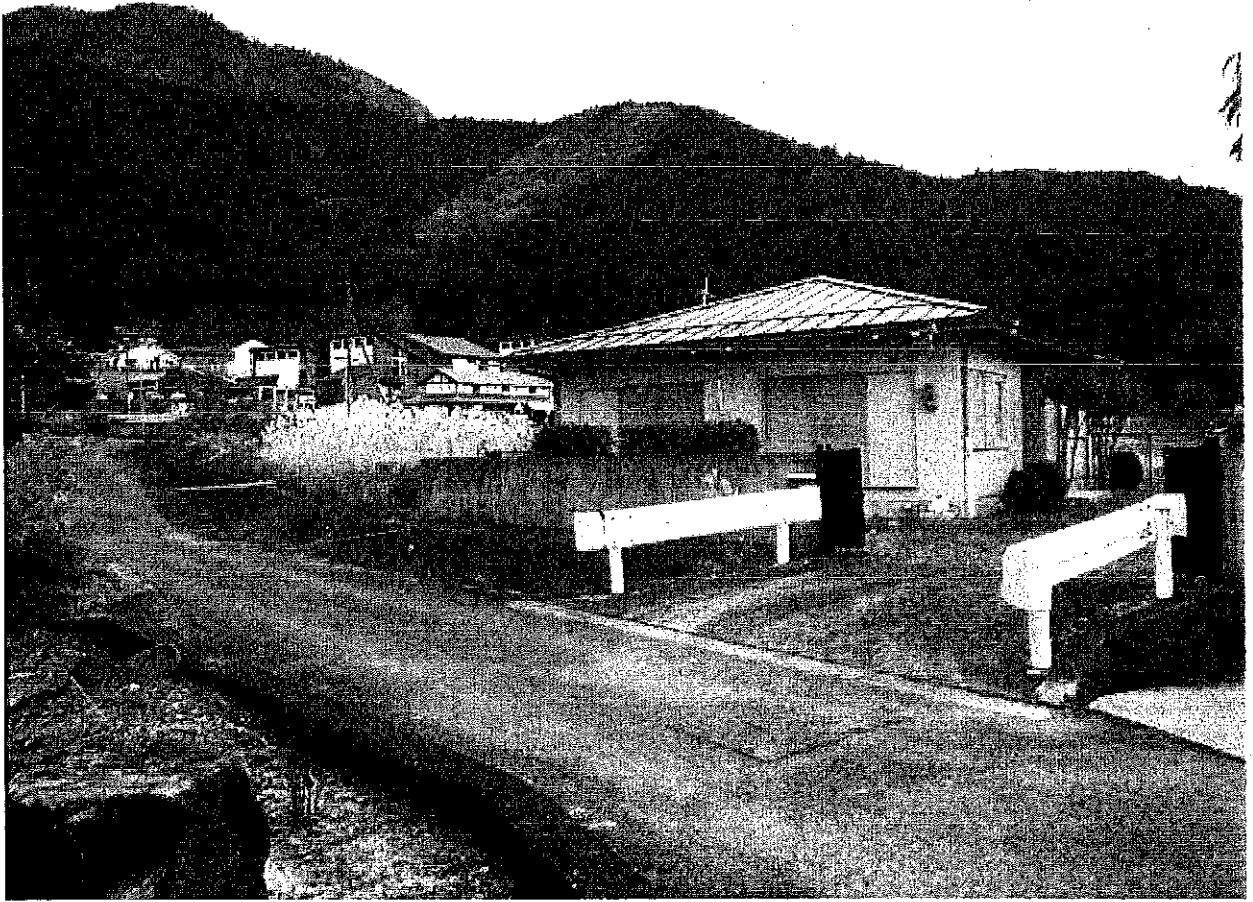
物件番号 22

物件調書

【建物】登記有り

所 在	丹波市青垣町中佐治字應相寺 353番	
家 屋 番 号	353番	
種 類	居 宅	
構 造	居 宅	鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建
床面積（延面積）	居 宅	72.93㎡
建 築 時 期	昭和55年11月9日	
閉 鎖 時 期	平成26年3月31日	
工 作 物	困障、給排水設備	
参 考 事 項	1 建物及び付帯設備、工作物は、老朽化による損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上水道、プロパンガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備、工作物を使用する場合において必要となる、修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。	
	2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備、工作物等に関する瑕疵担保責任は一切負いません。	
	3 建物内には、一部照明器具やエアコン等動産が存置していますが、落札者において処分を行ってください。	
	4 建物耐震診断については、記録が存在しませんでした。	
	5 アスベストについては、平成17年度の調査によると、住宅に併設するプロパン庫屋根に波形石綿スレートが使用されていると思われます。但し、専門機関による分析は実施しておりません。	

物件番号 22



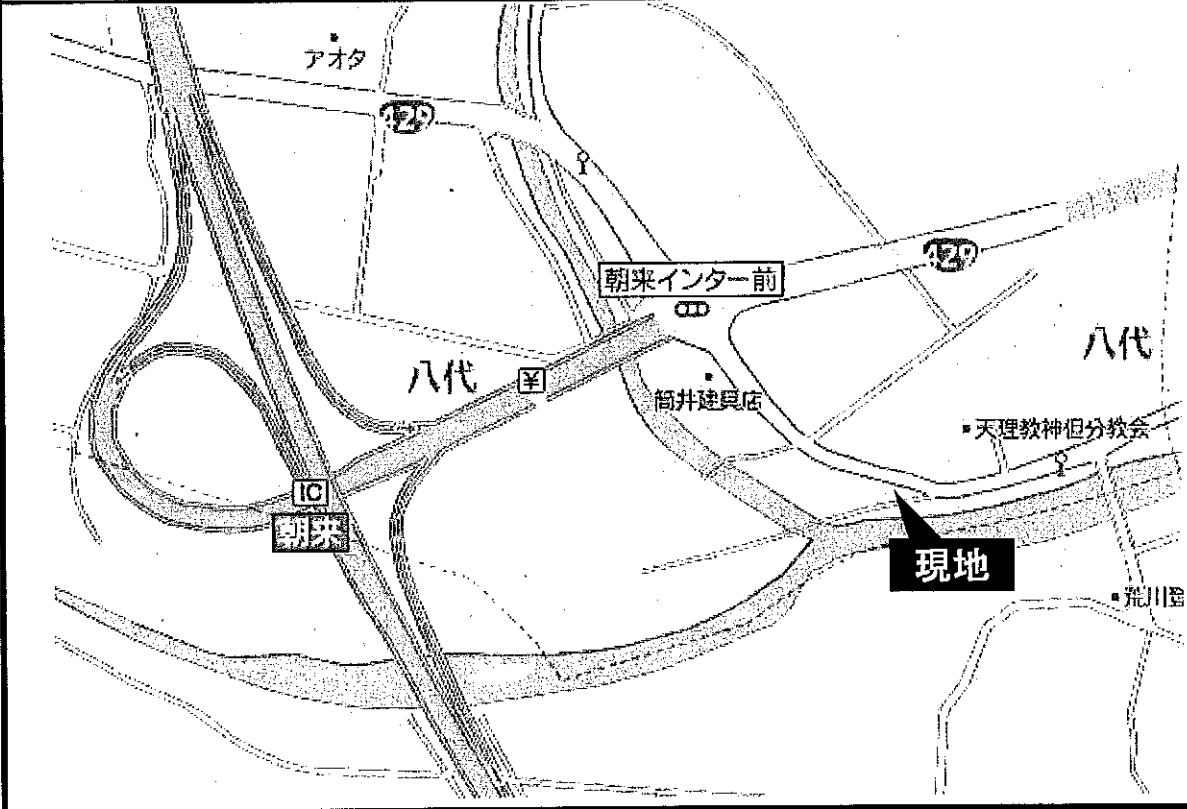
物件番号 23

物件調書

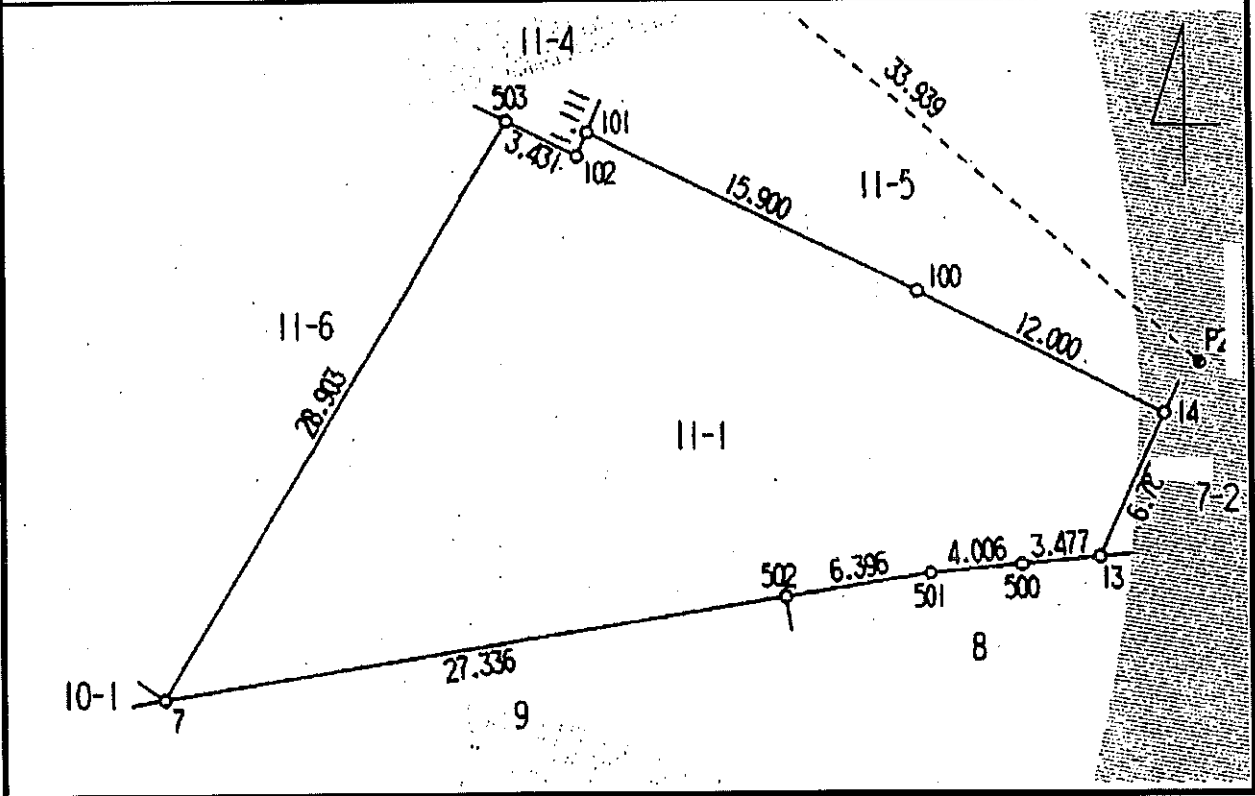
【土地】

所在地	朝来市八代字中山11番1						
公簿面積	570㎡	地目	雑種地	形状	ほぼ台形		
実測面積	570.35㎡						
最低売却価格	非公表						
接面道路の幅員及び構造	北側で幅員約4mの舗装県道に接面しています。(歩道あり)						
法令規制	都市計画区域	都市計画区域外	用途地域	—			
	建ぺい率	—	容積率	—			
	高度地区			防火地域	—		
	その他の規制	朝来市景観条例 緑豊かな地域環境の形成に関する条例					
私道の負担等に関する事項	負担の有無			負担の内容			
最寄り交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR播但線「新井」駅	北へ	約1.2km			
	バス	全但バス「羽淵橋」バス停	東へ	約90m			
公共施設 (現地からの直線距離)	朝来市役所朝来庁舎		北へ	約1.9km			
	市立山口小学校		東へ	約450m			
	市立朝来中学校		北へ	約2.0km			
供給施設の整備状況	電気	可	上水道	可	下水道	可	都市ガス 無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合						
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P118(7)参照)						
参考事項	1 開発許可、建築確認、都市景観などに関するお問い合わせは、朝来市都市環境部都市開発課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課までお願いします。						
	2 当該敷地前面道路には、上水道及び下水道の配管が埋設してありますが、敷地内への引込管は有りません。これらの敷地内引込管に係る工事負担金又は受益者負担金等に関しては、朝来市都市環境部にてご確認願います。						
	3 対象地内の東側に関西電力(株)電柱1本及び北西側に支線2条があります。						
	4 西側隣接地の生垣が越境しています。						

案内図



明細図



物件番号 23

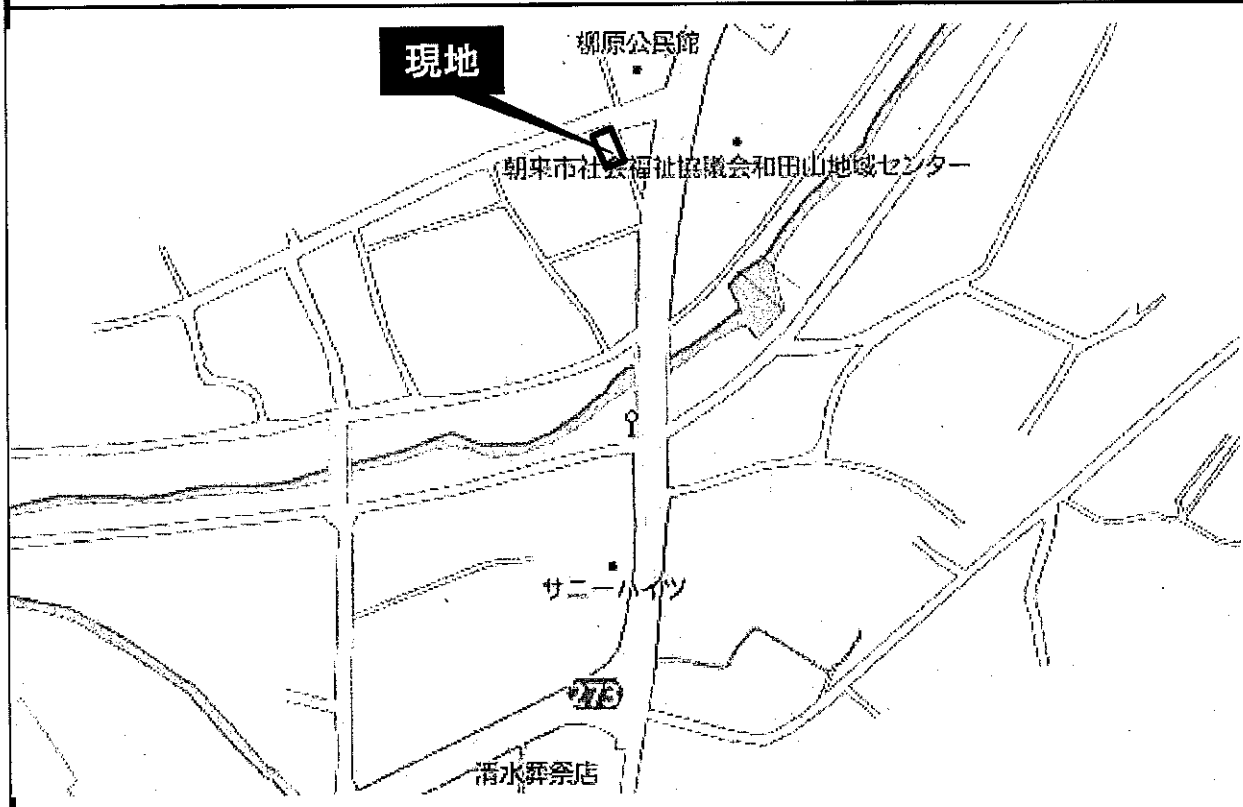


物件調書

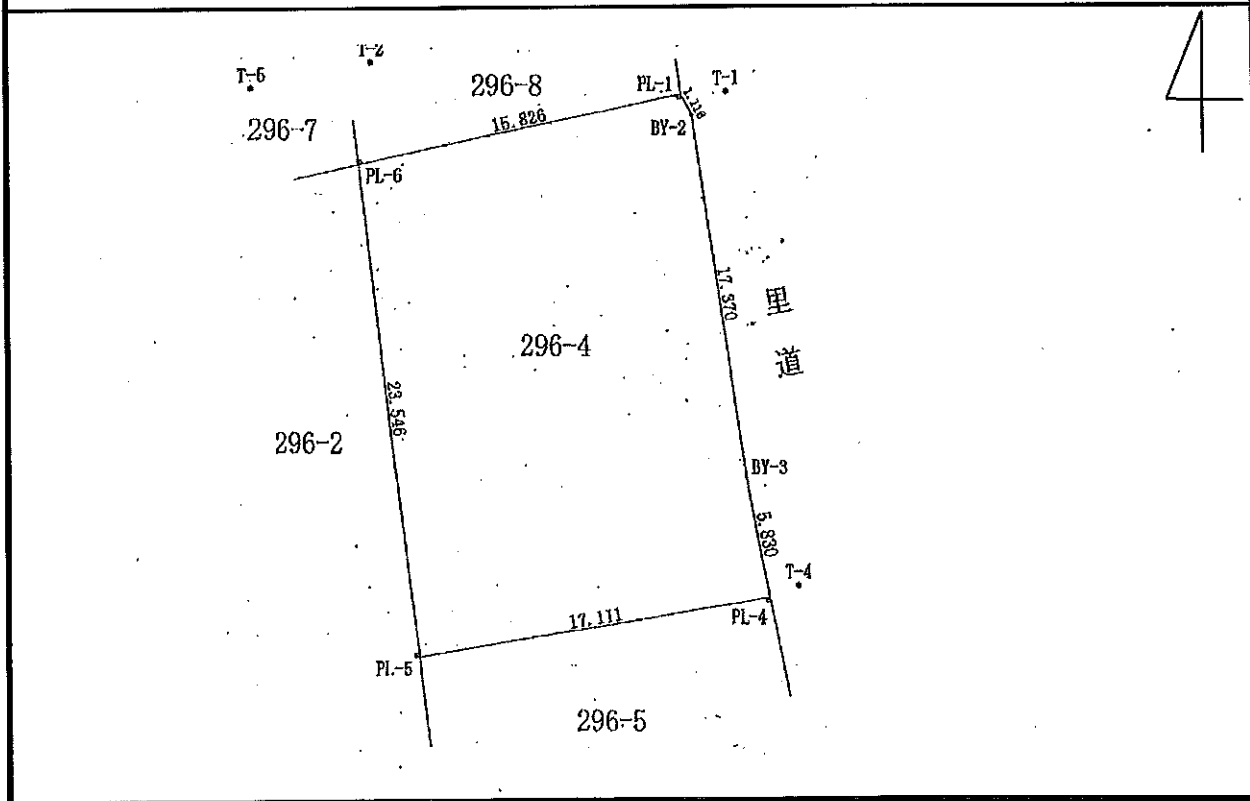
【土地】

所在地	朝来市和田山町柳原字村中296番4							
実測面積	394.78㎡	地目	宅地	形状	長方形			
公簿面積	394.78㎡							
最低売却価格	非公表							
接面道路の幅員及び構造	北側で幅員約5mの舗装市道に接面しています。(高低差無し) 東側で幅員約2mの舗装里道に接面しています。(高低差0～約50cm)							
法令規制	都市計画区域	和田山都市計画区域内	用途地域	用途指定なし				
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
	高度地区	—	防火地域	—				
	その他の規制	朝来市開発指導要綱 朝来市景観条例 兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例) 土砂災害警戒区域(土石流・急傾斜地崩壊) 雪崩危険箇所						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	—				
最寄りの交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR 和田山駅		西へ	約	1.0 km		
	バス	全但バス 柳原バス停		南へ	約	90 m		
公共施設 (現地からの直線距離)	朝来市役所			西へ	約	1.0 km		
	枚田小学校			南西へ	約	1.2 km		
	和田山中学校			南西へ	約	300 m		
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。(※P118(7)参照)							
参考事項	1 開発許可や建築確認などの手続きについて、詳しくは朝来市都市開発課及び県豊岡土木事務所まちづくり建築第2課にお問い合わせ下さい。又、市景観条例・県緑条例についても同様です。							
	2 開発内容によっては、上水、下水に係る追加分担金や工事費が必要となる可能性がありますので、朝来市役所と協議が必要となります。							
	3 当該敷地北西隅に関西電力本柱1本、支線1本が在ります。又、NTT線(電話、光ケーブル)が関西電力本柱に共架されています。							
	4 当該北側住宅正面(道路側)に地元消防団のホース格納庫があります。(将来、移設する予定)							
	5 最低売却価格は、土地の更地価格から地上建物及び工作物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。							

案内図



明細図



物件番号 24

物件調書

【建物】登記有り

所 在	朝来市和田山町柳原字村中296番地4	
家 屋 番 号	296番4	
種 類	教職員住宅	
構 造	①教職員住宅	鉄筋コンクリート造・亜鉛メッキ鋼板葺2階建
	②居宅	鉄筋コンクリート造・陸屋根2階建
	③倉庫	鉄骨造スレート葺鉄板張り平屋建
床面積（延面積）	①96.44㎡（延床面積）	
	②100.08㎡（延床面積）	
	③23.02㎡	
建 築 時 期	①昭和42年3月30日 ②昭和45年6月12日（※建物登記に建築年月日の記載が無いため県の台帳による建築年月日） ③昭和45年3月31日	
部 屋 数	4戸	
閉 鎖 時 期	平成29年4月14日	
工 作 物	困障、給排水設備	
参 考 事 項	1 建物及び付帯設備、工作物は、老朽化による損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上水道、プロパンガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備、工作物を使用する場合において必要となる、修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。	
	2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備、工作物等に関する瑕疵担保責任は一切負いません。	
	3 建物内や倉庫には、一部照明器具やエアコン、自転車等動産が存置していますが、落札者において処分を行ってください。	
	4 建物耐震診断については平成16年度に1次診断を実施し、建物の耐震性能ランクはA～C（兵庫県耐震判定基準より）となっています。	
	5 アスベスト調査の詳しい記録が存在せず、アスベスト使用については不明です。	

物件番号 24

